

寛文異学の禁

— その林門興隆との関係 —

和 島 芳 男

寛文異学の禁とは寛政異学の禁の誤植ではない。いわゆる寛政異学の禁は時の老中首座松平定信が湯島聖堂を預かる林大学頭信敬に示達を下し、朱学の儀は慶長以来代々御信用のところ、近ごろ異学が流行し、林家の門人の中にもこれにおもむく者があることを遺憾とし、以後門下の異学を禁じ、油断なく正学の教授に励み、門人を取立てるようにさとしたものであり、全く聖堂儒学に限って異学をとどめ、正学の講究をもつぱらにすべきことを促したまでであって、決して天下一般に異学を禁じたものではなかった。したがっていわゆる寛政異学の禁は、実はむしろ寛政正学奨励といわるべきことに外ならなかった。ただ幕府当局が公文書をもって正学・異学の別を明らかにしたのはこの示達が初めてであるので、その影響は広く諸藩にも及び、あるいは藩校内の学派の争いを激発し、異学派教授の失脚を招いた所もあり、市中に売講する儒者の中にも異学者なるがゆえに門人にそむき去られる者が少なくなかった。定信の示達の趣意がただ林門に対し正学護持の責任を自覚させることにあつたにもかかわらず、それが異学の全面的禁止であるかのように伝えられた理由はここに見いだされよう。これに対し、寛文年間、將軍家綱の補佐保科正之の政権のもとで、朱子学を批判した山鹿素行が造言の罪名をもって播州赤穂に配せられ、またかねて陽明学系の心学説により幕閣の一部から白眼視されていた熊沢蕃山が更に公家衆に親近したため京都から追放されたのは、それこそ異学の禁といわるべき事件であった。しかるにその影響は案外広く及ばず、しかも正之の致仕・死去の後には学禁もおのずから行われなくなった。これはなぜであろうか。

寛文異学の禁

〔注〕

① 拙著『日本宋学史の研究』（吉川弘文館・昭37）三四一ページ以下、同『昌平校と藩学』（至文堂『日本歴史新書』所収・昭39）八六ページ以下参照。

二

周知のように、会津藩主保科正之がその兄、將軍家光の遺囑により幼將軍家綱の補佐となったのは慶安四年（一六五二）四十一歳のときのことであり、前代以来の老臣酒井忠勝・井伊直孝・老中松平信綱・阿部忠秋らが正之を首班とする合議制的指導体制を形成した。しかるにこの年七月、三河刈谷城主松平能登守定政は「今の執政たちが万機輔佐し奉るさまを見るに、はや世は乱るべく思ふなり」とて封事を直孝・忠秋に呈し、遁世して能登入道と号し、更に上書して所領を返上して旗本救済の資に充てられんことを請うた。幕府はこれを狂気のさたとして改易に処したが、その月も交らぬうち、かの牢人由比正雪・丸橋忠弥らの陰謀が露顕した。その際駿府で自殺した正雪の遺書によれば、かれの趣意も「方に今幼主の御時、執政の輩輔導其道を得ず、政道横ざまにて下民困窮す、能登入道が忠諫却て狂人といひなされ、御咎を蒙る、このさまならんには幼主の御ため尤も然るべからず」というにであった。しかし翌八月勅使・院使の東下を迎え、將軍宣下の盛儀が初めて江戸で行われたことは幕閣をして従来の武断主義に代わる文治主義による政局一新に想到せしめる機縁となったことであろう。十月、幕府はとりあえず諸藩士中に牢人をかかえ置くことをとどめ、次いで十二月、江戸中の牢人の追放につき評議したが、牢人を諸国に追いやって更に困窮させるよりも、職禄にありつきやすい江戸に置いた方が治安上からも得策であり仁政の趣旨にもかなうという阿部忠秋の意見が採択された。しかもこの際更に大名・旗本の年五十以内の者の末期養子を許し、家の断絶による牢人の発生の原因を除いたことは、とかく保守的になりがちの幕閣には珍しく飛躍的前進的な措置であった。次いで翌承応元年（一六五二）正月幕府がかぶき者の追捕を令したのも、単なる弾圧というよりも、反体制的風俗の肅正により教化の道がいつそう開かれる効果を期待した施策とみるべきものであろう。この年九月牢人戸次庄左衛門らの謀計がまたあえなく破れたことは幕閣の自信をかえって強める作用をも伴ったらしい。同年十二月幕府が江戸府内の牢人を査検するときにも、それが「罪せらるるにもあらず、又追払はるるにもあらず」、まったく現状調査のためであるから恐れるには及ばず、また寺社・民間が牢人に土地を貸すこともその筋に届け出さえずれば、いっさい自由であることを、ねんごろに説示している^①。

正之の伝『土津靈神言行録』^②によれば、あたかもこの承慶元年、正之は朱子の『小学』を見て感ずるところがあり、従来読んだ老仏の書を焼き、以後もっぱら程朱の学に傾倒し、幕府の儒医土岐長元に命じ、程朱の遺文のうち幼將軍の補導に資すべきものを集めて『輔養編』一卷を作り、これを將軍に呈し、重臣および側近にも分かった。この正之の学問的転向は武断から文治へ推移すべき機運に際会したかれの時局認識と相表裏したものであろう。明暦二年（一六五六）十二月將軍が初めて林羅山の『大学』首章の進講を受けたのも正之の進言によって実現したことであろうが、かれはこの実現を大いに喜び、「幕下欲_レ聽_二大道_一者、誠天下長久之基也、何幸如_レ之乎、顧世人謂_レ何哉、於_レ我甚慶_二賀_一之」と贊嘆してやまなかったという。事実、正之の施策のわずかずは、いわゆる「大道」に基づき経世済民の実をあげようとするものであった。折しも明暦三年（一六五七）正月、江戸の大半を焼いた空前の大火は保科政権にとっても重大な試練であったが、災後の救済・復興のための多くの措置が、府庫を尽して迅速、適切に行なわれ、幕府と大名・旗本との親善関係を増進したことは、正之の文治政治家としての卓越性を立証するものであった。翌万治元年（一六五八）正月正之は『詩経』黄鳥編ならびに朱子の殉葬論の講釈を聴き、殉死がもと夷狄の弊俗であることを知って慨嘆し、寛文元年（一六六一）閏八月まず自家の臣の殉死をとどめ、次いで同三年五月三家・諸大名を集めて武家諸法度が下されたときに特に請うて一条を別書し、「殉死は古より不義無益の事なりといましめ置ると雖も、仰出されし事なければ、近年殉死の者多し、今よりさる心がまへする者あらんには、其主より常によく曉諭すべし、もし此後殉死あらば、亡主の不覚悟なるべし、当主も又之をとどめざるは、いかにも不良のわざとおぼし給ふべし」と令した^③。また同五年七月には証人の制を廢した。幕閣の見解によれば証人は戦国時代の人質交換の余習であるが、今や昇平既に久しく、東照宮の五十年忌も行なわれたので以後長く証人を免除したのである。『敵有院殿御実紀』にこれらの事実を記した後、「すべてこの御代善政とも行はれし中にも、殉死を禁じ、質人をゆるされしとの二条は、尤一大美事と申べきものなり」と特筆している。

しかるに正之はさきに寛文元年（一六六一）眼疾を病み、これは幸いに回復したが、同三年十一月から翌年三月にかけて大病を煩い、城中に定詰めて政務をみることは困難となり、以後は大事のみにつき相談にあずかった。したがって晩年の正之の業績には政治・制度よりも学問・教化に関する方面において著しいものがある。たとえば寛文四年（一六六四）の秋、かの『本朝編年録』続修の命が林鶯峰に下り、またこれを『本朝通鑑』と改称することになったとき、正之はこの「当代之盛挙」がかねてかれの發議したところであったので、はなはだ喜び、自抄の参考書を鶯峰に貸与する一方、編集中の草稿を借り出して侍臣に命じて抄出させた。これは本書が完成すれば府庫に納まって人目に触れなくなる

からであり、また刊本も類本もないままに万一火災にかかれば取り返しがつかぬことを恐れたからである。やがて同十年十月『本朝通鑑』正統二編その他合わせて三百十冊の完稿を見たとき、正之は鷲峰の序文二編を校閲し、かの『資治通鑑』の諸序の例を参照して批正を加えた。なお正之は既に『通鑑綱目』も読んで、その名分論的効用につき期待するところがあり、晩年ますますこの書を愛読し、後進のためにその抜粋を作らせ、やがて臨終の床に伏したときも本書の講釈を聞いたのであった。

正之はかつて板倉重宗の湯武放伐の道理に関する質問に答えて、

湯武征伐之事、歴世聖賢之所許也、則當其義可知矣、雖然凡學問之道、欲明知而行之而已、但吾子与我輩者、決不做湯武之道也、幸有良師、以學文王伯夷而已、湯武之道、雖不知又何足憂哉、

と説いた。正之はまたむかし明智左馬之助がその主光秀が信長に対する反心を既に二三人に漏らしたと聞き、今は天知る地知る人知る、やがて必ず信長も知るべきことゆえ、なまじとどまるよりも、むしろ急に発して兵を進むべきであるといったという「美談」を聞き、「左馬之助不忠不義之臣也、何有勸己之主以返逆之理哉、(中略)惜哉諫而不退之、世人皆以為美談、吾不許也」と難じ、さらに家康が安藤帯刀を紀伊頼宣の付人とし、もし年少の頼宣に反心があれば急ぎ告げよと命じたとき帯刀が、一たん主従の契りを結んだからには、たとえ謀反の実があっても主君を訴え出ることとは思ひも寄らず、強く諫めてきかねなければ反軍に従って戦死するのみであるといった事についても、「帯刀之言可謂忠厚也、惜哉末後一言、從其軍而死、此甚不中理也、如言諫而不肯則於眼前而自殺而決不可從其軍也、則恐瑩徹無瑕而已」と評した。これらの批判はいずれも湯武たらんよりは文王・伯夷たらんとする、まことの忠順をもって臣節の第一義とする趣旨に出たものである。しからば今、海内一統して諸侯みな將軍の恩顧にあずかるるとき、それぞれの主君に対する忠順が將軍に対する絶対的隨順に帰一さるべきことはもちろんであった。伝によれば「元老執政及其子弟、有台恩之辱、則就公之第而謝之、公曰、不忘恩之所由出、則各不可不盡忠勤、公之詞每々如此」とある。寛文八年(一六六八)正之がその家中に与えた家訓十五條の第一條には、「大君之義、一心大功可存忠勤、不可以列國之例自處焉、若懷二心、則非我子孫、面々決而不可從」と掲げ、第十五條にも、「若失其志好遊樂致驕奢、使士民失其所、則何面目載封印領土地哉、必上表可替居」と繰返している。家臣が主君に対し、大名が將軍に対し、あくまで忠順であることこそ天下長久の基であり、この忠順の志を広く顕彰するためには、まず三家に次ぐ親藩の雄鎮にして、しかもその当主が將軍補佐

の任にある会津の家中において、かの正名と修己治人とを主目的とする宋学により教化の実効を収めることが最も必要・適切であり、それはまた文治主義政治家としての正之その人の道義的責任でもあったのである。^⑥

既に寛文四年（一六五四）五月、正之は会津城下の儒者岡田如黙の私塾を取立てて藩の学問所とし、稽古堂と称して士庶の入学を許した。これが後の藩校日新館の起源である。このころから正之は『玉山講義附録』『二程治教録』『伊洛三子伝心録』等の編修に精進し、いずれも活字版に附して刊行させた。『玉山講義附録』五卷（寛文五年刊）は朱子が晩年江西省玉山において道学の要を説いたときの講義を表章するとともに朱子の文集・語類の中からこの講義の理解に資すべき文辞を抄出、類集したものである。『二程治教録』二卷（寛文八年刊）は二程子の言説のうち民を治め民を教えるために肝要な語句を集録したものである。『伊洛三子伝心録』三卷（寛文十二年刊）は楊龜山・羅予章・李延平三子の著作から静座修養に関する諸説を抜粋したものである。^⑦これらの「会津三部書」は藩祖の編修に成る上に、三部を通読すれば程朱学の理論からその治教上の効用ならびにその学修法に至るまでの全容をうかがう便宜ともなることでもあり、会津藩の教学の基本的經典として、また必修教科用書として、長く尊重されたのである。

右の三部書の完成、ひいては会津教学の確立のために正之を助けて大いに貢献するところがあったのは、いうまでもなく山崎闇斎である。闇斎は明暦元年（一六五五）講席を京都に開いて以来、毎春江戸に出て大名やその子弟に教授し、秋に帰京することを例とするうち正之の知るところとなり、寛文五年（一六六五）江戸において初めて正之に謁し、以後毎年出府のたびに正之のために四書および『近思録』などを講ずる一方かの三部書の編修にもあらずかり、それらの序跋を作った。正之は闇斎を賓師として礼遇したが、年齢からいえば正之の方が七歳年長でもあり、闇斎の方がかえって啓発されることもあり、それは儒道の場合に限らなかった。正之はかねて吉川惟足に神道を学び、寛文九年（一六六九）その伝授を得たが、この吉川神道はまた惟足・正之から闇斎に伝授され、後の垂加神道の源流となった。このように正之・闇斎の道交は神儒両方面にわたってまことにこまやかであった。^⑧殊に儒学の方面につき、正之にしてみれば、闇斎の海南学の流れをくんだ、いわゆる純正朱子学に、既に官学化した林門朱子学には失われた清新な活力を見いだしたばかりでなく、闇斎の「吾れ意ふ、朱子の学、居敬窮理、即ち孔子を祖述して差はざるもの、故に朱子を学んで謬らば朱子とともに謬るなり、何の遺憾かこれあらん、これ吾が朱子を信じ、また述べて作らざる所以なり」という、ひたむきな態度にも少なからず共感を覚えたことであろう。かの寛文異学の禁は、正之が闇斎というよき師友を得て、宋学の理

念にもとづく治道について、いよいよ確信を強めつつあるさなかに行なわれたのである。

〔注〕

- ① 以上『嚴有院殿御実紀』卷一―四参照。但し堀勇雄『林羅山』（『人物叢書』所収）三七七ページによれば正雪の遺書は偽書であるという。
- ② 『続々群書類従』第三所収。なお正之の事跡・思想については平重道『近世日本思想史研究』（吉川弘文館・昭44）に精細な論考がある。（但し正之の將軍補佐就任を三十九歳の時とするのは誤り）。
- ③ 『嚴有院殿御実紀』卷二六。
- ④ 同卷二五―三十。
- ⑤ 『土津靈神言行録』卷下、平生。花見朔己「本朝通鑑考」（『本邦史学史論叢』下所収）八〇八ページ。
- ⑥ 『言行録』参照。なお同書卷下、平生の一節に正之が四書を読むことの遅きに過ぎたのを悔んだ趣が見えている。
- ⑦ 笠井助治『近世藩校における出版書の研究』（吉川弘文館・昭37）一三一―ページ。平前掲書二五―二六ページ。
- ⑧ 平前掲書一四―ページ以下。
- ⑨ 年譜（井上哲次郎『日本朱子学派之哲学』四一九―ページ所引による）。

三

山鹿素行は牟人貞以の子で、父が蒲生家の臣町野幸和方に寄宿中、元和八年（一六二二）会津若松で生まれ、六歳のとき蒲生家の断絶により幸和に従って父子ともに江戸に移り、幸和は幕府に仕え、父は町医となった。素行はやがて林羅山の門に入り、また小畑景憲とその弟子北条氏長から兵学を習った。その後素行の兵学者としての名声がしだいにあがり、久世広之・板倉重矩等の大名やその家臣・旗本等のかれの門に入る者が増すころ、幸和の妻が將軍家光に召し出され、春日局に代わって大奥の取締りとなったことが縁となり、素行が御家人として出頭する機会が正に近づいたとき、慶安四年（一六五二）四月家光が死去したため事はついに実現しなかった。翌年素行は播州赤穂城主浅野長直に招かれ、その厚遇を受けたが、数年後に致仕し、以後一万石以下では禄仕しないと宣言しながら、ひそかに幕府出仕の機縁の再来を待望していたようである。^①素行は、はじめ羅山の学風を受けて博識を志し、兵学を単なる用兵の学から武士の修己の道に転換させるについても思想的には神儒道仏四教の融合をめざしたが、その後浅野家に仕官中、明暦二年（一六五六）のころには兵学を更に高めて武家の治人の学たる「武教」といい、その

理論的根柢をもっぱら宋学に求め、『修教要録』『治教要録』『武教要録』等の著作を遂げた。しかるに浅野家致仕後、寛文年間のはじめから素行は宋儒の性理学が元來孟子の性善説に出発し、陽儒陰仏的論義を重ねるうち格物致知の本義を忘れ、日用実践の道を見失ったことを遺憾とし、かかるあやまちを正すためには漢唐の訓詁をも退け、経義の文献学的再検討により直接周公・孔子の真意を追究すべきことを提唱し、寛文五年（一六六五）『聖教要録』三巻を著わした。その小序によれば門弟らは「此書可_レ以秘_レ可_レ以崇_レ、不可_レ以示_レ於人_レ、且排_レ斥漢唐宋明之諸儒_レ、是違_レ天下之学者見_レ者、献_レ嘲乎」と憂えたが、素行は、

夫道者天下之道也、不可_レ懷而感_レ之、可_レ令_レ充_レ於天下_レ行_レ於万世_レ、一夫亦因_レ此書_レ起_レ其志_レ、則贊_レ化育_レ也、君子有_レ殺_レ身以成_レ仁、何秘_レ吾言_レ乎、且説_レ道而謬_レ人者、天下之大罪也、漢唐之訓詁、宋明之理学、各利_レ口饒舌_レ、而欲_レ辨_レ惑愈深、令_レ聖人坐_レ塗炭_レ、最_レ可_レ畏也、聖經粲_レ然于世_レ、不可_レ勞_レ多言_レ、吾又乏_レ博識_レ薄_レ文辞_レ、其註_レ解於聖言_レ、辨_レ析諸儒_レ、豈惟志乎、不然乃学者之汚染、竟不可_レ新也、後世可_レ畏、吾何敢無_レ過乎、吾言一出、天下之人可_レ以告_レ可_レ以毀_レ可_レ以辨_レ、得_レ其告其毀辨_レ而改_レ其過_レ、道之大幸也、（傍点筆者）と述べ、なお「予者師_レ周公孔子_レ、不_レ師_レ漢唐宋明之諸儒_レ、志_レ聖教_レ不_レ志_レ異端_レ、行_レ專_レ日用_レ不_レ事_レ洒落_レ」とまで断言した上、あえて本書を世に問うた。殊に本文巻上、「道統」の条の、

孔子没而聖人之統殆尽、曾子・子思・孟子亦不可_レ企望_レ、漢唐之間有_レ欲_レ當_レ其任_レ之徒_レ、又於_レ曾子・子思・孟子不可_レ同_レ口而談_レ之、及_レ宋周程張邵相統而起、聖人之学、至此大變、学者陽_レ儒陰_レ異端_レ也、道統之伝、至_レ宋竟泯没、況陸王之徒不足_レ算、唯朱元晦大功_レ聖經_レ、然不_レ得_レ超_レ出余流_レ、噫道之託_レ人行_レ世_レ、皆在_レ天_レ、其孰強与_レ於此_レ乎、

という一般に至っては宋学の正統性を全く疑うものであり、たとえそれが学問上の論義であって直接幕政批判にわたるものではないにせよ、程朱学をもって政教の大本と確信する將軍補佐保科正之が、かかる言説につき黙止することができなかったのは極めて当然であった。

『聖教要録』がようやく流布したころ、寛文六年（一六六六）四月、素行は老中板倉重矩に呼出され、重矩から正之の学問の筋につき所見を求められた。このとき素行は、正之にはまだ会ったことがないから存せぬといったが、重矩にたつて促されたので、「風聞迄にて申上候はば、御学問の筋、慮外ながら私共奉_レ存候とは相違御座候様に奉_レ存候」と答え、重矩はこれに対して「此方も左様に被_レ思召_レ候」と述べた^②。しかしこのときの素行の返答はかれ自身にとって確かに不利な発言であった。『聖教要録』の公刊をもって正之その人の政治思想を批判する意図に出

たものとする見方を有力ならしめたからである。果して素行の年譜のこの年九月二十一日条には「今年聖教要録流_ニ布平世_一、人以為_ニ誹謗_一、且保科肥後太守怒_レ之也」と見えている。次いで十月三日素行は大目付北条氏長のもとに召喚され、「其方事、不届成書物仕候間、浅野内匠(長直)頭所へ御預被_レ成候由、御老中被_ニ仰渡_一候由候」という伝達を受けた。なおこの件につき『言行録』には「十月三日、置_ニ造言者山鹿甚五左衛門於播州赤穂_一、前_レ是靈神謂_ニ老中_一曰、当世有_ニ造言_一者、是惑_レ世誣_レ民之賊也、可_レ嚴_ニ禁_一之、老中領_レ之」とあり、素行の処分については正之の意見が特に主導的であったことが察せられるが、その処分の決定のために四月から半年も費やしたの老中の間に素行の言説を「造言」とする罪案を疑い、寛典を望む向きがあったからではなからうか。素行の配流先を彼の旧知の播州浅野家とし、判決の申渡しにも素行の旧師北条氏長がこれに当って「別て念比」であったことなどは当局の温情が感ぜられるし、このころ老中久世広之が浅野長直に送った書状の中に、「山鹿甚五左衛門儀、聖教要録と申す書物を弟子にかかせ、判におこさせ候、就_レ夫方々へ、むざといたしたる書様の由申触候、れきれきの衆にも軍法の弟子御座候、兵術一通りにて候へば能ク御座候ニ、聖人の学問の筋に高まんなる書様いたし、人をまどわし申哉ニ、不届成儀ニ候」と難じてはいるが、「兵術一通りにて候へば能ク御座候ニ」というあたりには兵学者素行の失脚につき愛惜の気持を言外に漂わせているようである。

次に熊沢蕃山は尾張の牢人野尻一利の子で京都に生まれ、少年にして岡山藩主池田光政に仕え、島原の乱のとき主に従って出陣しようとして果さず、祖母の郷里近江に退き、中江藤樹に師事してその陽明学から出発した心学を受け、やがて正保年間再び光政に仕えた。光政は蕃山の心学説を聴いてこれに傾倒し、自身もその講究に努めるとともに家中の者の勉強も勧め、またこの「聖学」に基づく蕃山の経済政策の実施の機会を与えようとして蕃山を物頭に取立て、三千石の高禄を給し、参勤のときにも彼を江戸に伴なつたので、蕃山の名声は松平信綱・板倉重宗・同重矩・久世広之等の諸大名・旗本の間にもようやく高くなった。光政はその母神原氏が將軍秀忠の養女、その妻本多氏が天樹院(千姫)の女であった関係から將軍家に親しく、家光の厚遇を受け、特に親藩に准じて幕政に参与することを望まれていた。光政は、みずから幕政にあずかる手がかりとして、蕃山に將軍謁見の機会を与えようとしたが、それがまさに実現しようとする矢先に將軍家光の死去に遭い、蕃山の仕官の機会を逸したことは素行の場合と同じ趣であった。かくて將軍家綱の世、程朱学者保科正之や儒仏は学んでも心学はきらいの大老酒井忠勝等の補佐の時代に入った翌年、承応元年(一六五二)五月、忠勝は岡山藩の君臣の間に心学の講究が盛んに行なわれることについて、「大勢あつまり候所、

もよう悪候」と注意を促した。折しもこの年九月、かの別木庄左衛門の一味の徒の白状の中に「新太郎（光政）殿心学、おもてむきは儒者、内々はむほん心も候哉」という一節があったことも問題に更に暗い影を投じたであろう。同三年七月、帰国途中の光政に対し、京都所司代板倉重宗は酒井大老から「新太郎上京候はば心学の事きつといけん可然候」「主（光政）はやめられず候とも、家中ひろまり不申様に可然候」と申越したことを伝え、また翌明暦元年（一六五五）四月、光政が参勤の途中入京したときにも重宗は「加様之能学は有まじく候、子共孫共にも無油断承候へと申候へ共、讃州（酒井忠勝）御きらい候故、只今は無用とせい（制）し申事に候」と諭したという^⑥。

これよりさき承応三年（一六五四）七月、岡山藩の領内は干害のあげく大洪水に見舞われ、更に引き続く飢饉によって多数の死者を出すという空前の災害を受けた。蕃山は主命を奉じ、「心学流の仕置き」による救荒・復興の措置に全力を尽したが、その重農主義的経済政策については士分の者から、藩主が「百姓計を大切に仕、士共をば有なしに仕候」という誤解・非難が出ることを免れなかった^⑦。心学の講述と応用と、双方に行きづまりを感じた蕃山は明暦二年（一六五六）の不慮の負傷を契機に致仕を決意し、翌年職禄を養子に譲って采地に退隠したが、やがて養子とも不和になったので、寛文元年（一六六一）妻子とともに京都に移った。そして在京数年の間、光政の女婿右大臣一条教輔をはじめとする公卿・文人たちと、心学講究のかたわら風雅の交わりを楽しみ、その間神道・国典等について蕃山自身学び得たところも少なくなかった。しかるに寛文六年（一六六六）山鹿素行の問題が起ったとき、かねて諸大名に声望のある心学者蕃山が京中で公家衆と親交を結びつつあることが改めて幕閣の注意をひいたらしい。翌七年六月、蕃山は京都から追放される憂き目に遭った。これにつき、前年新たに大老となった酒井忠清は使者を光政のもとに送り、京都所司代牧野親成が牢人の町内居住を禁じたので蕃山が一条家の知行所吉野に立退いたが、それが親成に一層不快の感を与えていることを告げ、「山家（山鹿素行）とは様子ちがい候とは申ながら、もし左様之首尾にて候てはいかがに候間、備前へ遣可然と御申候」と伝えさせた。これは一応親切な勧告である。しかし光政は保科正之の思惑を顧慮したらしく、「此者私暇遣、只今家来にては無候、此段先日承候間、備前へ参候様に可申遣哉と存候へ共、左候へば今まで我等京出置候様に罷成候故、其分に仕置候」と答える一方かねて蕃山と親しい老中板倉重矩の斡旋を求めた。これに対し重矩が光政に送った書状には、蕃山の処分につき幕閣の評議の結果、蕃山の京中住居はもとのままでよいが、「公家衆は不申及、何れ共出合不申様に可然との事にて先らち明候」とあった^⑧。京都追放の取消は確かに寛典である。（蕃山が京中を避けて鹿背山に隠れたのは彼自身の遠慮によることであった）。それに右の幕閣の決定が心学講究の事に触れないのは、今

更それに言及して累を光政に及ぼすことを避けようとする配慮によったことではなからうか。実際問題として、特に心学のことをうたわなくても、公家衆はじめ諸人との会合を差止められたからには、蕃山の講学の機会も当然得難くなるわけである。この意味からすれば、蕃山の処分もまた寛文異学の禁の一端とみて差支えないであろう。

〔注〕

- ① 堀勇雄『山鹿素行』（『人物叢書』所収）一八〇ページ以下参照。
- ② 堀前掲書二一ページ所引滝川弥市右衛門宛書状。ここについて学問の「筋」とは学統よりもむしろ学風と解すべきであろう。
- ③ 『配所残筆』。堀前掲書二二ページ以下に北条氏長と素行との兵学上の対立を説くが、必ずしも左様に断じ難い。
- ④ 平重道『日本思想史研究』一三ページ。
- ⑤ 北原章男「家光と光政・蕃山」（『日本歴史』三〇七号・昭48・11）参照。
- ⑥ 『池田光政日記』。『日本思想大系』所収『熊沢蕃山』解説、後藤陽一「熊沢蕃山の生涯と思想の形成」四八二ページ以下参照。
- ⑦ 『池田光政日記』。同右四八七ページ参照。
- ⑧ 素行の場合との一番の違いは蕃山が保科政教の原理である程朱学を直接批判するような論説を公にしていなかったことであろう。
- ⑨ 『日本思想大系』所収『熊沢蕃山』後藤陽一解説五一ページ以下参照。

四

明暦二年（一六五六）十二月、將軍家綱が初めて林羅山の『大学』進講を聴いたとき、正之が「幕下欲_レ聴_二大道_一者、誠天下長久之基也、何幸如_レ之乎、願世人謂_レ何哉、於我甚慶_一賀之」といったことは前述の通りであるが、この「願世人謂_レ何哉、於我甚慶_一賀之」という表現は「大道」を信奉し実現しようとする文治政治家正之の立場の厳しさと寂しさとが潜んでいるように感ぜられる。かつて正之は「本邦の勇士、乱世の時に義を守り死する事、子路に過たるもの少からず、然れども治世の時、顔を犯して君を諫むること、張玄素が如き者は少し、是良士なきにあらず、只武を好みて文を好まざる弊なる由」を評論したという^①。正之の時代は正に乱世の勇士よりも治世の良士を必要とするときであった。ただ主君に直諫し得るほどの良士となるためには、まず修己の工夫を積み、治人の道に通ずる勉強に努めなければならないが、そういう正

之の考え方が幕閣の面々に必ずしも素直に納得されなかったことは『言行録』の左の一節からもうかがわれよう。

公常拳_レ程子所_レ謂自_レ古国家所_レ患無_レ大_レ於在_レ位者不_レ知_レ学之語_レ而賞_レ歎之、因戲曰、怪哉、我適対_レ執政之人_レ議_レ事時、説_レ仁則忤_レ耳、説_レ慈悲則不_レ忤_レ耳、不_レ可_レ不_レ損_レ言也、

一般に、「仁」にはおのが不徳についての反省と自責を促す響きがあるが、「慈悲」はこれを施す者に誇りと満足を感じさせることばである。しかし多年武断主義、権力主義に慣れ、現に政局に当っている幕府の重臣たちが前者よりも後者を好んだとすれば、それは単なる語感の相違による選択以上に、正之の崇文主義・仁政主義、ないしは正之の程朱学一辺倒に対する重臣たちの反発や不満が底流をなしてのことであろう。かれら重臣たちの中にもみずから素行・蕃山の講説を聴き、兩人のよき知己となった者が少なくなく、中には正之の学風に関する素行の所見について同感の意を表し、あるいは蕃山について当世の「能学」と称賛した人々もあったこと、そして幕閣の内部に保科文教に対するこのような批判があったことが相当に作用して、素行・蕃山の処分に際してかなり同情的・緩和的な措置がとられた趣は既に見たところである。

したがって正之自身の儒教政治に関するあれほどの信念と熱心にもかかわらず、程朱学こそ幕府教学の大本たるべきことを明確に規定することはできなかったし、まして程朱学以外を異学としてこれが禁制を法令化する方向をめざして幕閣の意見を統一すべき道は更に遠かった。たまたま寛文八年（一六六八）二月宇都宮城主奥平忠昌が没し、その家臣等が禁を犯して殉死したとき、幕府は忠昌の嗣子高能を山形に移して二万石を滅封し、殉死した家臣の子二人を切り、それらの縁者まで追放した^⑨。これらの処分がどこまで正之の意に出たものかは明らかでないが、いかに国禁を励行するためとはいえ、殉死者の遺子まで死罪に処したのは、事がかねて仁政を名とした禁令にかかわるだけに、仁政そのものの実態につき疑念を深め、不評を招く因縁となったのではあるまいか。この事件の翌年、寛文九年四月正之は致仕し、同十二年十二月十八日、六十二歳で病没した。その三年後の延宝三年（一六七五）六月、老中久世広之・平戸城主松浦鎮信等の周旋が効を奏して素行は赦免の恩命に浴し、赤穂から江戸に帰り、同七年からは『聖教要録』の講義も公然行なう身となり、しかも相変らず幕府出仕の機会の到来を夢見つつ、貞享元年（一六八五）八月十日、六十四歳で死去した。これに対し蕃山は既に京都追放解除の翌年、牧野親成が京都所司代を辞め、老中板倉重矩が一時所司代の事を行なうころ、この重矩の仲介によって明石藩主松平信之に迎えられることとなり、寛文九年（一六六九）五月明石に移った。蕃山の旧主池田光政との関係はその後次第に疎隔したが、信之の蕃山に対する知遇は終始変らなかつた。ただ松平家の転封に伴い、蕃山も明石から

大和郡山・下総古河に移ったが、この間十数年、蕃山は講学と著述の生活を送ることができた。その蕃山が門人に与えた書中において幕藩体制につき意見を述べたことがわざわざいして古河城中に幽せられたのは信之の死去の翌年、すなわちかの寛文の一件からちょうど二十年を経た貞享四年（一六八七）の十二月のことであり、かれがその数奇の一生を終ったのは更に四年後の元禄四年（一六九一）、七十三歳の八月十七日であった。^⑥

以上に見たところによっても、寛文異学の禁が幕閣の総意に基かず、ただ將軍補佐保科正之その人の儒教的政見がこれを主導したこと、したがってそれが臨時的局所的措置に終り、長く広く法制化するに至らなかった次第はいよいよ明らかであろう。ただ素行の配流と蕃山の追放とが、あたかも正之が闇齋を迎えた寛文五年（一六六五）の翌年と翌々年に相次いで行われたために、これらの処分に闇齋の意見が作用したと見る説は大いに有力である。たとえば堀英雄氏は、素行の配流につき闇齋が正之を「使嫉して」この挙に出でしめたとの説は文献上の確証は無いが闇齋の狭量・非寛容の性格・言動からそう推定しても差支えあるまいと認め、更に蕃山の追放についても闇齋が背後にあって正之を動かしたと想像する説を肯定している^④。また後藤陽一氏は素行の赤穂預けは正之が闇齋の意見によって幕府を動かしたものとされているといい、蕃山の処置に対する大老酒井忠清の言説にも蕃山に対する闇齋派の思惑を顧慮する趣がうかがわれると述べている^⑤。闇齋が正之に仕えた八年の間、かの会津三部書の編修を通じて学問的には主従一体の関係が続いたが、闇齋の立場は結局会津藩主正之の学問上の賓師であって、池田光政の宰臣熊沢蕃山のように藩政にかかわる権限はなく、まして後の新井白石のように幕政を指導する地位にはなく、したがって幕閣が闇齋の思惑をばかす筋もなかった。そもそも正之の宋学傾倒は、むかしかれが將軍家綱の「大学」聴講を「天下長久之基」と随喜して以来の決定的傾向であり、たとえ正之が闇齋を用いることがなかったとしても、「聖教要録」の著者や公家衆の心学の師が果して安穩に過ごし得たか否かは大いに疑問としなければならぬ。ただ正之が闇齋の純正朱子学に接するに及んで自己の宋学の理念に基づく政治観につき、いよいよ確信を強めたことは容易に推察できるところである。平重道氏は、正之の素行処分の際の激発の中に前年相知った闇齋の猛烈な闢邪精神が直接間接の影響を与えていなかったとは何人も断言し得ないであろうと論じている。これは蕃山追放の場合をも含めて、寛文異学の禁における闇齋の役割の限界に關する、最も穩当な見解といふべきであろう^⑥。

〔注〕

- ① 『千載之松』（文政十一年大河原長八編）。平重道『日本思想史研究』四六ページ所引による。
- ② 『敝有院殿御実紀』卷三十七、同附録卷下。
- ③ 蕃山の幽居の始末については『日本思想大系』所収『熊沢蕃山』附載後藤陽一解説五二八ページ以下に詳細である。
- ④ 堀勇雄『山鹿素行』（人物叢書）所収）二一八ページ。
- ⑤ 『日本思想大系』所収『熊沢蕃山』後藤陽一解説五二一ページ。
- ⑥ 平重道前掲書一三三ページ。

五

残る問題は寛文異学の禁と林家の朱子学との関係である。林門の祖羅山は家康という偉大な知己を失って後は、むしろ不遇の年月を送った。秀忠・家光には学事に関する業績の著しいものはない。寛永十年（一六三三）家光が寛永寺参詣の帰途、忍岡の林家の先聖殿に立ち寄ったのは羅山の多年の奉公に対する報奨の一端に過ぎず、この將軍が晩年しきりに人材を求め、山鹿素行や熊沢蕃山が出頭のを得ようとした時期にも林家の処遇について特に考慮されたことはないようである。家光没後の牢人騒動に関し、羅山が『草賊前記』『草賊後記』を著し、丸橋忠弥は蕃山の学徒であり、蕃山の心学は切支丹も同じであると述べたのは、ことさらに説を成して保科政権の注目をひくためではなかったろうか。^①

明暦二年（一六五七）羅山は將軍家綱に進講する光栄に浴し、翌年大火後に急死したが、その後万治二年（一六五九）遺子鷺峰・読耕齋兄弟がそれぞれ亡父の年譜・行状を編修し、両書ともに若き日の羅山が京中において私に新注書を講じ、明経の博士清原秀賢に告発されたが、家康の寛容によって事なきを得たという妄説を載せ、林家の朱子学の由緒を神君の信認に帰している。これも保科正之の意を迎えるに有効であったと思われる。^② やがて寛文四年（一六六四）鷺峰が『本朝通鑑』編修を命ぜられたとき林家はこの修史の事業を通じてようやく保科政権に親近する機会を得た。しかしこの翌年、かねて林家学に対して批判的であった山崎闇齋が正之の賓師となったことは、林家がその本来の家学たる朱子学をもって保科文教に貢献すべき機会を更に遷延する結果を招いた。寛文異学の禁に際し、闇齋の意見の政治的作用について疑いがあることは前述の通りであるが、林鷺峰がこの学禁に干与したことについては、それこそ一向に証拠が見当たらないのである。もちろん例の会津三部書にはい

ずれも闇斎と並んで鷲峰の序も掲げてある。しかしこれらは幕府の官儒に対する礼遇の意味で、正之が特に鷲峰にも草せしめたものではなからうか。正之・闇斎の純正朱子学推重が、かえって朱子学家林氏の権威を押し上げたという想定には、なお相当の疑いを存すべきであろう。寛文期の林門の学問的政治的立場については議すべきところが実に多いが、遺憾ながら紙数は既に尽きた。これらについては今後逐次論考を進めたい所存である。

〔注〕

- ① 『日本思想大系』所収『熊沢蕃山』附載後藤陽一解説四八二ページ。堀勇雄『林羅山』（人物叢書）所収）三九七ページ以下。
- ② 拙稿「近世初期儒学史における二・三の問題」（『大手前女子大学論集』七・昭48・11）

（昭和四十九年二月二十六日稿）